

熊本県公報

第 1 1 3 6 1 号
平成 18 年 1 月 27 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○口頭による開示請求を行うことができる個人情報	(私学文書課) 1
○道路の区域変更	(道路総務課) 3
○漁港の指定内容の変更	(漁港課) 4
○ "	(") 4
○蒸し製玉緑茶製茶機械 60K ライン一式の落札者の決定	(農政課) 5
公 告	
○宅地建物取引業法の規定に基づく行政処分のための聴聞の実施	(建築課) 6
○道路の位置指定	(") 6
○ "	(") 6
○ "	(") 6
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 7
○土地改良区役員の退任	(") 7
○県営土地改良事業計画の変更	(") 7
登 載 依 頼	
○熊本県教科用図書採択地区に関する告示の一部を改正する告示	(義務教育課) 8
○平成17年度熊本県薬事審議会の開催	(熊本県薬事審議会) 8
○駐車監視員資格者講習の開催	(警察本部交通指導課) 8
○平成17年2月16日熊本県企業局告示第1号(口頭による開示請求をすることができる個人情報)の一部改正	(企業局) 9

告 示

熊本県告示第70号

平成13年4月1日熊本県告示第279号の10(口頭による開示請求をすることができる個人情報)の一部を次のとおり改正する。

平成18年1月27日

熊本県知事 潮谷 義子

表中

熊本県非常勤職員採用試験 (公印及び文書管理業務)	1次試験不合格者に対しては1次試験の合計得点及び合計順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	私学文書課
------------------------------	---	------------	-------

熊本県非常勤職員採用試験 (公印及び文書管理業務)	1次試験不合格者に対しては1次試験の合計得点及び合計順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	私学文書課
------------------------------	---	------------	-------

熊本県非常勤職員採用試験 (印刷管理業務)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び合計順位、2次試験受験者に対しては得点及び総合順位	合格発表の日から1月	私学文書課
--------------------------	---	------------	-------

熊本県非常勤職員採用試験 (こころの医療センター非常勤職員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	障害者支援総室
-----------------------------------	-------------------	------------	---------

熊本県非常勤職員採用試験 (こころの医療センター非常勤職員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	障害者支援総室	に、
-----------------------------------	---	------------	---------	----

熊本県非常勤職員採用試験 (こども総合療育センター非常勤職員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	障害者支援総室	を
------------------------------------	-------------------	------------	---------	---

熊本県非常勤職員採用試験 (こども総合療育センター非常勤職員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	障害者支援総室	に、
熊本県非常勤職員採用試験 (特定疾患嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	健康づくり推進課	

熊本県非常勤職員採用試験 (家畜保健衛生獣医師嘱託員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	畜産衛生課	を
熊本県非常勤職員採用試験 (農政部登記嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	農地建設課	

熊本県非常勤職員採用試験 (家畜保健衛生獣医師嘱託員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	畜産衛生課	に、
--------------------------------	-------------------	------------	-------	----

熊本県非常勤職員採用試験 (建設業者等情報処理業務嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	監理課	を
----------------------------------	---	------------	-----	---

熊本県非常勤職員採用試験 (建設業者等情報処理業務嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	監理課	に、
熊本県非常勤職員採用試験 (舎監嘱託職員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	産業開発青年隊訓練所	

熊本県非常勤職員採用試験 (土木部登記嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の合計得点及び合計順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	用地対策課	を
----------------------------	---	------------	-------	---

熊本県非常勤職員採用試験 (熊本県登記嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	用地対策課又は農地建設課
----------------------------	---	------------	--------------

に
」

改める。

熊本県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年1月27日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年1月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	上益城郡益城町大字木山字前田 238番7地先から 同町大字赤井字立道 2167番 地先まで	前	5.2 ～ 27.7	1,743.0	旧道移管
		上益城郡益城町大字木山字前田 238番7地先から 同町大字赤井字西鶴 572番1地先まで		14.7 ～ 53.0		
		上益城郡益城町大字木山字前田 238番7地先から 同町大字赤井字西鶴 572番1地先まで	後	14.7 ～ 53.0	1,686.8	
主要 地方 道	益城矢部線	上益城郡御船町大字田代字九折 8157番1地先から 同字 8175番 地先まで	前	16.4 ～ 36.2	84.1	"
		上益城郡御船町大字田代字九折 8155番1地先から 同郡山都町北中島字下鶴 3502番5地先まで		11.4 ～ 28.4		
		上益城郡御船町大字田代字九折 8155番1地先から 同郡山都町北中島字下鶴 3502番5地先まで	後	11.4 ～ 28.4	85.4	
一般 県道	河内矢部線	上益城郡山都町柏字中溜 414番 地先から 同町柏字香匂迫 573番 地先まで	前	4.1 ～ 7.8	62.5	"
		上益城郡山都町柏字香匂迫 585番 地先から 同字 572番 地先まで		12.2 ～ 26.0		

	上益城郡山都町柏字香匂迫			
	585番 地先から	後	12.2	
	同字		～	65.8
	572番 地先まで		26.0	

2 区域変更する期日 平成18年1月27日

熊本県告示第72号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、第2種崎津漁港の指定内容の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から施行する。

平成18年1月27日

熊本県知事 潮谷 義子

所在地の欄中「天草郡河浦町」を「天草市」に改める。

熊本県告示第73号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、第2種船津漁港の指定内容の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から施行する。

平成18年1月27日

熊本県知事 潮谷 義子

所在地の欄中「天草郡宮野河内村字船津」を「天草市」に改め、漁港の区域の欄を次のように改める。

区 域	
水 域	陸 域
次の1点と2点を直線で結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	次の1点から31点までを順次結んだ線、31点と1点を結んだ線及び水際線により囲まれた地域
1点 北緯32度18分46秒2833 東経130度09分25秒4320	1点 北緯32度18分46秒2833 東経130度09分25秒4320
2点 北緯32度18分06秒9745 東経130度09分26秒9943	2点 北緯32度18分06秒9745 東経130度09分26秒9943
	3点 北緯32度18分08秒3191 東経130度09分10秒9566
	4点 北緯32度17分56秒7668 東経130度08分55秒1735
	5点 北緯32度18分01秒5045 東経130度08分48秒2793
	6点 北緯32度17分53秒9001 東経130度08分47秒4927
	7点 北緯32度17分48秒5848 東経130度08分42秒4803
	8点 北緯32度17分47秒1681 東経130度08分36秒6550
	9点 北緯32度17分51秒1453 東経130度08分34秒1290
	10点 北緯32度17分48秒5741 東経130度08分28秒4607
	11点 北緯32度17分49秒8092 東経130度08分22秒0531
	12点 北緯32度18分00秒9153 東経130度08分19秒6720
	13点 北緯32度18分09秒7907 東経130度08分23秒3609
	14点 北緯32度18分16秒7008 東経130度08分21秒1971

15点	北緯 32 度 18 分 20 秒 4094 東経 130 度 08 分 29 秒 8231
16点	北緯 32 度 18 分 28 秒 3858 東経 130 度 08 分 21 秒 2283
17点	北緯 32 度 18 分 33 秒 8334 東経 130 度 08 分 21 秒 7998
18点	北緯 32 度 18 分 35 秒 0269 東経 130 度 08 分 28 秒 4871
19点	北緯 32 度 18 分 40 秒 0735 東経 130 度 08 分 29 秒 0605
20点	北緯 32 度 18 分 46 秒 4188 東経 130 度 08 分 26 秒 1954
21点	北緯 32 度 18 分 47 秒 4842 東経 130 度 08 分 29 秒 1191
22点	北緯 32 度 18 分 43 秒 4018 東経 130 度 08 分 39 秒 3097
23点	北緯 32 度 18 分 53 秒 8091 東経 130 度 08 分 36 秒 8465
24点	北緯 32 度 19 分 02 秒 5954 東経 130 度 08 分 32 秒 4189
25点	北緯 32 度 19 分 05 秒 3638 東経 130 度 08 分 40 秒 7227
26点	北緯 32 度 19 分 01 秒 7073 東経 130 度 08 分 48 秒 5168
27点	北緯 32 度 18 分 56 秒 3962 東経 130 度 08 分 51 秒 3625
28点	北緯 32 度 18 分 50 秒 3260 東経 130 度 09 分 01 秒 1296
29点	北緯 32 度 18 分 48 秒 4280 東経 130 度 08 分 53 秒 8884
30点	北緯 32 度 18 分 44 秒 8007 東経 130 度 08 分 53 秒 0603
31点	北緯 32 度 18 分 44 秒 0076 東経 130 度 09 分 11 秒 4454

熊本県告示第 74 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号以下「特例政令」という。）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 条）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 18 年 1 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県農業研究センター茶業研究所蒸し製玉緑茶製茶機械 60K ライン一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県農業研究センター茶業研究所
郵便番号 861-3208 熊本県上益城郡御船町滝尾 5450
電話番号 096-282-6851
- 3 落札者を決定した日
平成 17 年 11 月 30 日（水）
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社寺田製作所 八女営業所 所長 青島幸弘
福岡県八女市大字山内 6-4

- 5 落札金額
月額金 819,000 円（消費税及び地方消費税含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成17年9月28日（水）

公 告

熊本県公告第53号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成18年1月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時
平成18年2月8日 午後2時
- 2 聴聞の場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館8階803会議室
- 3 被聴聞者
商 号 鷹ノ羽実業株式会社
代表者氏名 代表取締役 林田 良子
事務所所在地 熊本県熊本市島町二丁目16番3号
免許証番号 熊本県知事（1）第4288号
免許年月日 平成14年11月18日

熊本県公告第54号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成18年1月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市帯山二丁目7番13号
- 2 築造者の氏名 有限会社良材ホーム
- 3 道路の位置 宇城市松橋町豊崎字角島2101番13
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 50.13メートル
- 6 指定年月日 平成18年1月5日
- 7 指定番号 宇城景建第48号

熊本県公告第55号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成18年1月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市高平二丁目14番53号
- 2 築造者の氏名 株式会社川崎ハウジング
- 3 道路の位置 下益城郡城南町大字舞原字西323番4
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.00メートルまで
- 5 道路の延長 85.59メートル
- 6 指定年月日 平成18年1月11日
- 7 指定番号 宇城景建第49号

熊本県公告第56号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成18年1月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 鹿本郡植木町大字滴水489
- 2 築造者の氏名 有限会社中山産業
- 3 道路の位置 鹿本郡植木町大字色出字諏訪尾447番6
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 69.59メートル

6 指定年月日 平成18年1月12日

7 指定番号 鹿本企調第34号

熊本県公告第57号

玉名郡菊水町菊水町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
平成18年1月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役 職	氏 名	住 所
退任		
理事	前 淵 治	玉名郡菊水町大字用木 1752 番地 3
"	木 村 敏 晴	玉名郡菊水町大字日平 895 番地
"	益 永 静 守	玉名郡菊水町大字瀬川 907 番地 2
"	坂 本 直 士	玉名郡菊水町大字原口 1250 番地
"	深 草 了 之	玉名郡菊水町大字久井原 2485 番地
"	松 井 征 剛	玉名郡菊水町大字焼米 916 番地 2
監事	前 淵 十九六	玉名郡菊水町大字用木 1763 番地
"	高 木 修 治	玉名郡菊水町大字竈門 155 番地
就任		
理事	前 淵 治	玉名郡菊水町大字用木 1752 番地 3
"	水 上 節 雄	玉名郡菊水町大字蜻浦 140 番地 3
"	益 永 静 守	玉名郡菊水町大字瀬川 907 番地 2
"	坂 本 直 士	玉名郡菊水町大字原口 1250 番地
"	深 草 了 之	玉名郡菊水町大字久井原 2485 番地
"	松 井 征 剛	玉名郡菊水町大字焼米 916 番地 2
"	田 上 原 一	玉名郡菊水町大字岩尻 902 番地
監事	小 林 範 美	玉名郡菊水町大字用木 1852 番地
"	戸 上 誠 一	玉名郡菊水町大字江栗 311 番地

熊本県公告第58号

玉名市玉名市土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があった。
平成18年1月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役 職	氏 名	住 所
退任		
理事	高 寄 哲 哉	玉名市大浜町 2490 番地

熊本県公告第59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営鹿本北部地区（笹原工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成18年1月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営鹿本北部地区（笹原工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成18年1月30日から平成18年2月24日まで
- 縦覧場所
山鹿市役所

登載依頼

熊本県教育委員会告示第2号

昭和39年5月9日熊本県教育委員会告示第43号（熊本県教科用図書採択地区）の一部を次のように改正し、平成18年2月27日から施行する。

平成18年1月27日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教科用図書採択地区の表中

菊池地区	菊池市、菊池郡
------	---------

を」

菊池地区	菊池市、合志市、菊池郡
------	-------------

に」

改める。

熊本県薬事審議会公告第11361号

熊本県薬事審議会の会議を次のとおり開催します。

平成18年1月27日

熊本県薬事審議会議長

- 1 開催日時 平成18年2月17日 午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所 熊本市水前寺公園28番51号 熊本テルサ 2階 ひばりの間
- 3 議題（報告事項のみ）
 - (1) 改正薬事法の施行について
 - (2) 献血者確保対策の推進について
 - (3) 骨髄、臓器移植の推進について
 - (4) 無承認無許可医薬品健康被害対策について
 - (5) 麻薬・向精神薬の取扱並びに薬物乱用防止対策の推進について
 - (6) 毒物劇物等による健康危機管理対策の推進について
 - (7) その他
- 4 傍聴者の定員 10名
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴人の氏名・住所を記載したうえで会議の会場に入ることができます。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先

熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県薬事審議会事務局（熊本県健康福祉部薬務課薬事班）
 電話 096-383-1111（内線7165）

熊本県公安委員会告示第1号

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習を次のように行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により告示する。

平成18年1月30日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

- 1 講習の名称
駐車監視員資格者講習
- 2 講習の目的
道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識を習得させること。
- 3 講習の日時等

講習日時	講習場所	講習内容
平成18年3月7日（火曜日） 午前9時20分から午後6時まで	財団法人熊本テルサ 2階会議室「ひばり」	講義7時間
平成18年3月8日（水曜日） 午前9時20分から午後6時まで	熊本市水前寺公園28番51号	講義7時間
平成18年3月15日（水曜日）		修了考査1時間

午前9時30分から午前10時30分まで

- 注) 1 受付時間は、午前8時45分からとする。
 2 修了考査の日は、合格発表、駐車監視員資格者講習修了証明書の交付等があるため、終了時刻は午後1時ころとなる。
- 4 受講者数
 48人(定数になり次第申込みの受付を終了する。)
- 5 受講手続
 (1) 受付期間等
 平成18年2月1日(水曜日)から同年3月6日(月曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。受付時間は午前9時から午後5時までとする。)
- (2) 受付場所
 熊本県警察本部交通指導課(熊本市水前寺六丁目18番1号)
- (3) 提出書類
 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通
 なお、申込書は、前(2)の受付場所又は熊本北警察署、熊本南警察署及び熊本東警察署の交通第一課において、原則として前(1)の受付期間等に配布する。
- (4) 申込方法
 受講の申込みは、申込書に必要な事項を記載の上、写真をはり付け、受講者本人が直接提出すること。
 なお、申込みに当たっては、受講者本人であることを確認できる運転免許証などの写真付きの身分証明書を提示すること。
- 6 講習手数料
 講習手数料(19,000円)は、熊本県収入証紙により、申込書の提出時に納付すること。
 なお、納付した手数料は、還付しない。
- 7 その他
 (1) 注意事項
 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても改正後の道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。
- (2) 問い合わせ先
 熊本県警察本部交通指導課
 電話 096(381)0110 内線 5117・5156

熊本県企業局告示第1号

平成17年2月16日熊本県企業局告示第1号(口頭による開示請求をすることができる個人情報)の一部を次のとおり改正する。

平成18年1月27日

熊本県公営企業管理者 永 田 明 紘

表に次のとおり加える。

熊本県企業局非常勤職員採用試験	1次試験不合格者に対しては1次試験の順位及び得点、2次試験受験者に対しては総合順位及び総合得点	合格発表の日から1月	企業局総務課
-----------------	---	------------	--------

